

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市新屋扇町13番34号

西部地域住民自治協議会

会長 赤 沼 侃

2 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで